

議第 4 号議案

幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 2 日

提出者

東大和市議会議員	尾	崎	利 一
〃	上	林	真佐恵
〃	大	川	元
〃	床	鍋	義 博
〃	中	野	志乃夫

幼児教育・保育の無償化における給食食材費に関する意見書

子どもの心の発達の手台である給食は、保育の一環として、子どもの心と体の発達に重要な役割を果たしています。

2019年からスタートした幼児教育・保育の無償化においては、2号認定の給食の食材費が無償化の対象から外れ、保護者から新たに実費徴収されることになりました。その額は、主食費3,000円、副食費4,500円という目安が国から示されていますが、東京都内においては、主食費、副食費合わせて7,500円を新たに徴収する自治体や、主食費を1,500円、700円など独自に設定して副食費とともに徴収することとした自治体、副食費のみを実費徴収する自治体など、対応が分かれました。東京23区では、18区で自治体の単独補助を行うことにより実費徴収を行っていませんが、多摩地区では多くの市で実費徴収を行っており、新たな多摩格差となっています。

また、保護者に対する徴収業務が施設での負担となったことで業務量が大幅に増加したことも、保育士の処遇改善と逆行しています。

よって東大和市議会は、国に対し、幼稚園等も含めた給食の食材費を無償化の対象とすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。